

「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部改正の概要

(平成 20 年 12 月 26 日公布)

1 中小企業における障害者雇用の促進

障害者雇用納付金制度の適用範囲の拡大

現 行	雇用する労働者数 3 0 1 人以上
平成 2 2 年 7 月 1 日施行	雇用する労働者数 2 0 1 人以上
平成 2 7 年 4 月 1 日施行	雇用する労働者数 1 0 1 人以上

納付金制度...障害者雇用に伴う経済的負担の調整を図るため、障害者法定雇用率未達成企業から、不足数に応じて納付金を徴収する。

雇用率の算定の特例 (平成 2 1 年 4 月 1 日施行)

中小企業が、事業協同組合等を活用して、当該組合と組合員の中小企業とで障害者を雇用する仕組みを創設。

事業協同組合等及び構成員である中小企業(常用労働者数 56 人以上)とを合わせた全体で雇用率を算定する。

2 雇用率制度への短時間労働者の追加 (平成 22 年 7 月 1 日施行)

障害者の雇用義務の基礎となる労働者及び雇用障害者に、短時間労働者(週 20 時間以上 30 時間未満)を追加。

3 その他

特例子会社がない場合であっても、企業グループ全体で雇用率を算定するグループ適用制度の創設

(平成 21 年 4 月 1 日施行)